

第12回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）議事録

1. 日時 令和8（2026）年7月27日（月） 14：00 ～ 16：00

2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室

3. 出席者（敬称略）

（座長） 戸田 光彦 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹

（委員） 石橋 徹 いのかしら公園動物病院 院長

鈴木 大 東海大学生物学部生物学科 准教授

三谷 伸也 株式会社鳥羽水族館 取締役 生物多様性保全推進室長

（環境省） 中島 治美 自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長

千葉 康人 自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐

田口 知宏 自然環境局野生生物課外来生物対策室 係長

（農林水産省） 渡部 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長

【事務局 辻井】 ただいまより第12回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）を開催いたします。

進行は、環境省より本件に関する業務を請け負っております自然環境研究センターの辻井が務めます。よろしくお願いいたします。

傍聴されている皆様におかれましては、本日、会議資料ですけれども、先ほどメールでお送りいたしましたので、そちらを御確認いただければと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

また、会議中の録画、録音を控えていただくよう、よろしくお願いいたします。マスコミの皆様におかれましては、カメラ撮りは室長挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、事務局を代表し、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の中島室長より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 皆さん、こんにちは。環境省の外来生物対策室長、中島でございます。本日は大変お忙しい中、また大変暑い中、このように先生方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日、特定外来生物等の選定に当たった会議ということでございまして、5月にタイワ

ンオオガシラという種について、法律第21条に基づき未判定外来生物の輸入の届出がなされました。こちらの届出が出てきた際には、6月以内に判定をして特定外来生物にするか、しないかを相手方に通知するという規定になってございますので、本日、有識者の先生方から、こちらの妥当性について御意見をいただきたいと考えております。限られた時間ではございますけれども、闊達に御議論いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 辻井】 ありがとうございます。

では、会議冒頭のカメラ撮りについては、ここまでとさせていただきます。

本会議は対面開催となっております。傍聴について、事前に希望された方に限り傍聴可能としておりまして、Webexで配信しております。よろしくお願いします。

本日の検討会の出席者の御紹介に当たり、まずは特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）の委員について、環境省から説明があります。千葉さん、お願いします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 本日はよろしくお願いいたします。委員名簿に沿いまして御紹介させていただきますので、一言御挨拶をいただければと思います。

まず、いのかしら公園動物病院院長の石橋徹委員、お願いします。

【石橋委員】 よろしくお願いします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 東海大学生物学部生物学科准教授の鈴木委員。

【鈴木委員】 よろしくお願いします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 一般財団法人自然環境研究センター研究主幹の戸田委員。

【戸田委員】 戸田です。よろしくお願いします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 株式会社鳥羽水族館取締役生物多様性保全推進室長、三谷委員。

【三谷委員】 三谷でございます。よろしくお願いいたします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 座長選出は、参考資料3に意見聴取要領がございまして、そこで座長につきましては、委員の互選により選任するとなっております。事務局からは、これまでお願いしておりました戸田委員に座長をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 それでは、戸田委員、座長をよろしく願いいいたします。

【事務局 辻井】 本日の検討会、今、説明のありました委員全員のほか、あと事務局として環境省と農林水産省が出席者名簿のとおり出席しております。

本日の会議資料なんですけれども、9点ございまして、資料1から資料4、あと参考資料が1から4-2となっております。構成委員の皆様には事前にお送りし、傍聴の皆様にも先ほどメールでお送りしておりまして、恐らくこの後、外来生物対策室のウェブサイトにも掲載される予定になっております。また、本日の議事概要も、後日、外来生物対策室のウェブサイトで公開させていただきます。

それでは、早速議事に入っていただきますので、以降の進行を戸田座長にお渡ししたいと思います。よろしく願いいいたします。

【戸田座長】 改めまして、座長を仰せつかりました戸田です。よろしく願いいいたします。

議事に入る前に、この4人でそろっての会議というのは久しぶり、もしくは初めてだと思いますので、改めまして石橋委員から一言ずついただければと思うんです。どういう御専門とか、どういうことをなさっているか。お願いします。

【石橋委員】 個人開業医ですけれども、動物病院でいろいろな生き物を見ております。割と特殊な動物を連れてこられることがありまして、過去にマングローブヘビとか、診たことがあります。この間も、何やらオーストラリアの毒蛇にかまれた方が駆け込んできたりとかして、そんなような仕事をしております。よろしくお願いします。

【戸田座長】 ありがとうございます。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 私は東海大学生物学部生物学科で教員をしておりまして、専門は爬虫類、特にカメ類の系統分類学になります。どうぞよろしく願いいいたします。

【戸田座長】 順番で、ちょっと私のほうも一言しゃべらせていただきますけれども、爬虫類、両生類の生態学の専門でございまして。最近の仕事としては、小笠原のグリーンアノールなどを中心とした外来種になってしまっている爬虫類とか両生類の調査とか対策、防除、その辺のことをここ20年ぐらい仰せつかっております。よろしくお願いします。

【三谷委員】 鳥羽水族館の三谷でございまして。私は、鳥羽水族館に22歳で入社しまして、現在まで30年ほど飼育係をしておりました。今現在はちょっと飼育係と離れています。

が、30年間、ずっと両生類、爬虫類を担当していました。両生類、爬虫類の流通関係にいろいろとパイプを持っております。そのあたりで委員会でも意見が述べられたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【戸田座長】 皆さん、どうもありがとうございました。改めまして、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、議事に入っていきたいと思います。議事次第を御覧ください。議事次第の中ほどに議事とありまして、1番目として、未判定外来生物の判定について、2番目として、一部の特定外来生物等の分類の見直しについて、3番目として、その他となっておりますので、この順番で進んでいきたいと思います。

そうしましたら、早速、今日の1つ目の議事となりますけれども、未判定外来生物の判定についてということで、事務局から資料説明をお願いいたします。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 ありがとうございます。それでは、環境省から資料1と2に基づいて御説明をさせていただきます。また、お手元に参考資料1と参考資料2も併せて御準備いただけるとありがたいかなと思います。

まず、資料1でございますが、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、法律の第21条に基づき、未判定外来生物の輸入の届出がなされております。届出の日は本年の5月19日、我々の事務所に接到したのが5月20日でございます、受理日20日となっております。今回、届出があった種についてはタイワンオオガシラという種でございます、入手国名は台湾とされております。また、届出に記載されていた生態的特性については、本来の生息地等の状況がこのように記載をされているところでございます。

こちらの法律の規定を御説明申し上げますと、参考資料1に法律の抜粋がございます。法律第21条に、未判定外来生物を輸入しようとする者はあらかじめ届け出なければならないということでございまして、また22条に、主務大臣は、届出があったときは、受理した日から6月以内にこの種が生態系に被害を及ぼすかどうかを判定して、その結果を届出者に通知することという規定になってございます。こちら、オオガシラ属全体で未判定外来生物の指定を受けているところでございます。

続きまして、資料2に参ります。こちらが、届出を受けて生態系等の被害を及ぼす種かどうかという判定に関する案を記載しております。今回届出があったのは、先般申し上げましたとおり、タイワンオオガシラ1種でございますが、今回、先生方にオオガシラ属全種で御議論いただきたいと考えております。

あらかじめ基本方針、こちら、こういった基準で御議論いただくかということを御説明申し上げたいと思います。

参考資料2に特定外来生物被害防止基本方針を抜粋しております。こちら閣議決定された文書でございます。特定外来生物の選定に当たっては、各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種となっていて、亜種、変種がある場合には亜種、変種ということでございますが、種を単位として行うものとし、必要に応じ属、科等、一定の生物分類群を単位とするという規定になってございます。

選定の前提としては、明治以降に導入されたと考えるのが妥当な種であるとか、そういった規定があるところでございます。

また、2に被害の判定の考え方というのがございまして、まず、生態系に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある種かどうか。この判定基準としては、在来生物の捕食であるとか、餌、生息地等の競合があるかどうか。また、生態系基盤の損壊を及ぼすかどうか。また、交雑等による遺伝的攪乱を起こすかどうか。こういったことを根拠に判定いただきたいと考えております。

おめくりをいただきまして、人の生命、身体等に係る被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあるかどうかです。加えて、農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか、こういったことを根拠に特定外来生物にするのが妥当かどうかを御判定いただくことになってございます。

資料2にお戻りいただければと思いますが、基本方針のとおり、原則としては種の判定となるんですが、今回は属、もう少し大きな範囲で御検討いただくのが適当なのではないかと事務局では考えておりますので、資料2の案を作成したところでございます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。

まず、オオガシラ属の全種でございますが、分類としては有鱗目ナミヘビ科オオガシラ属でございます。こちら、オオガシラ属には37種が含まれるとされております。平成27年に作成した生態系被害防止外来種リストには、現在、掲載がないところでございます。我々事務局の評価案としては、この属全体について特定外来生物にするのが適当ではないかと考えているところでございます。

(4)で評価の理由を記載させていただいております。これら属全体37種について、それぞれオーストラリア中東部から東南アジア原産の比較的大型になる、ほぼ完全な樹上性の高次捕食者とされております。我々日本国内には樹上性のヘビ類は少ないことから、もし

これらの種が輸入されて逸出した場合には、亜熱帯気候の南西諸島に加えて、種類によっては関東以南に定着のおそれがあるとされております。このあたり、最近暑い日が続いておりますけれども、気候変動の影響などもぜひ加味して御検討いただければありがたいかなと思います。

もし定着した場合、鳥類、爬虫類、両生類などの在来生物の捕食や餌資源等の競合によって、我が国の生態系に重大な被害を及ぼすおそれがあると考えているところでございます。また、国外の事例において、捕食によって数多くの在来生物を絶滅に追いやった種が含まれるほか、オオガシラ属は牙に弱毒を持っており、人がかまれた場合には幼児などで重症化するおそれがあると考えております。

オオガシラ属のヘビ類は生態的に類似し、被害事例が少ない種についても同様の被害を及ぼすおそれがあると考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、原則種ではございますけれども、予防的観点から属による指定が必要であると考えております。

こちら属37種と申し上げましたが、既にミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、ミドリオオガシラ、マングローブヘビ、イヌバオオガシラ、この5つの種については特定外来生物に指定をされておりますので、今回はそのほかの32種について御検討いただくということになっております。

定着実績でございますが、既に特定外来生物に指定されているミナミオオガシラがグアム島に定着しているという事例がございますけれども、その他の種については、自然分布域外への定着事例は確認されていないところでございます。

被害の事例でございます。生態系に係る被害でございますが、ミナミオオガシラやマングローブヘビ、今回届出のあったタイワンオオガシラをはじめ、いずれの種も主に樹上で活動しておりますので、小型哺乳類、鳥類、トカゲ類、ヘビ類、カエル類などを捕食する食性幅が広い高次捕食者でございますので、日本国内に定着した場合、捕食により在来の生物群集に影響が及び得ると考えております。

また、グアム島に定着したミナミオオガシラによって、数多くの鳥類、トカゲ類、コウモリ類が絶滅に追いやられたとされております。

野外操作実験でのミナミオオガシラの除去によって、3種のトカゲ類の個体数が増加したことから、捕食によって、これらのトカゲ類を減少させたことが確かめられております。

また、ミナミオオガシラは自身の口幅よりも大きいサイズの獲物を襲うことが多いとさ

れておりまして、捕食に失敗する例も多いようでございます。しかし、そのようなケースでは、襲われた個体が死亡することにより、獲物の個体群に多大な影響を及ぼす可能性があるとしてされております。

先ほどの基本方針のほうでも御説明を申し上げましたが、人の生命、身体に係る被害ということも判定基準に入っております。オオガシラ属は全て弱毒を持つとされておりました、毒は鳥類や爬虫類に特化したものとされておりますが、哺乳類などにも効果があるともされております。ミナミオオガシラによる人への咬傷例は多くないということでございますが、やはり幼児などでは重症化する例があるようでございます。

農林水産業に係る被害は特に報告されておられません。

判定基準にはございませんけれども、その他の社会的被害として、ミナミオオガシラがグアムで電柱に上って漏電が発生したというような例がございます。アオダイショウでも日本国内で同様の事例が生じるとされておりますけれども、オオガシラ属では、アオダイショウよりさらに頻度が高いのではないかと考えられているところでございます。

以降、ほぼ参考情報でございますが、まず原産地として、それぞれの種について(7)で整理をしているところでございます。

また、(8)は我が国への侵入経路でございますが、既に特定外来生物に指定されている5種に加えて、オオガシラ属の幾つかの種について、ペット販売された事例があったようでございます。また、過去、1980年代にはイヌバオオガシラがよく流通されていたと考えられております。

(9)が形態的特徴並びに近縁種、類似種でございます、それぞれの全長とか、あと頭部が大型であるとか、そういった形態的特徴について整理をさせていただいております。

また、生物学的特徴でございます、オオガシラ属各種について、どちらが原産かということ。また、熱帯雨林やマングローブの茂み、さらには砂漠や乾燥した山麓地帯にも生息をするということでございまして、生息できる環境は非常に幅広いのかなと考えております。

今回届出があったタイワンオオガシラについては、中国北西部から台湾、ベトナム、ラオスまでということでございますので、沿岸部から2000メートル程度の高標高地ということで非常に広い分布域を持っておりまして、平均気温が分布を規定する要因となり得るということでございまして、日本にもかなり定着する可能性が高いのかなと考えられております。

以下、生態学的特徴については御覧をいただければと思います。

(11)で防除に関する情報でございますが、グアム島に定着したミナミオオガシラについて、薬剤を注入したマウスの散布による防除が行われて一定の効果を上げている状況がございます。

また、(12)で、オオガシラ属がIUCNのレッドリストにも掲載されているという情報がございまして、ほとんどの種がLCかDDというところでございますが、一部の種でENやVUに選定されている種もあるようでございます。

御説明としては以上でございますが、というようなことで、今回、オオガシラ属全種を特定外来生物に指定することの妥当性について、ぜひ御議論を頂戴できればと思います。

以上でございます。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。この資料2にかなりいろいろな情報が出ていて、たくさんの種類のことが繰り返し出てくるような感じで、やや見にくい部分はあったかもしれませんが、現状がまとめられているものだと思います。

それで、届出が出ているのはタイワンオオガシラ1種であることに對して、事務局としては、その1種にとどめずに未判定外来生物のオオガシラ属32種、それを全部まとめて指定ということでいかがかというような形で問いかけられておりますので、それについて、この後議論していきたいと思います。

文献的な情報が多分そんなに多い種類ではないと思いますし、文献で書かれている生態とか行動のかなりのは資料2の中に入っているのではないかなと思います。もちろん、ほかにこういう情報もあるというのがございましたらぜひ上げていただきたいと思うんですけれども、文献的な事項に加えまして、先ほど治療をしたというような話もありましたが、治療とか飼育とか流通とか、あとは結構海外にも行かれている方々がおられると思いますけれども、こういうのを実際に見たとか、そういう文献的な情報以外のことで、このオオガシラの仲間に関しての話題、情報があればぜひ出していただきたいと思います。

もしオオガシラが特定外来生物にならずに自由に輸入されて、日本に普通に流通するような状況になってしまったときに逃げ出すかどうか、定着するかどうか、被害があるかどうか、あと防除ができるかどうか、そういう観点が大事だと思うんですけれども、まず、先ほど石橋さんから治療の話があったので、その辺からお聞きできればと思います。

【石橋委員】 マングローブスネークです。

【戸田座長】 ちょっと状況を御説明いただいてよろしいですか。

【石橋委員】 ペットでマングローブスネーク、結構人気だった記憶がありますけれどもね。よく飼われていた印象があります。大概、寄生虫症みたいな感じで。

【戸田座長】 体外寄生虫？

【石橋委員】 多くの例において寄生虫症で……。

【戸田座長】 ごめんなさい。

【石橋委員】 何となく痩せていくし、皮膚の下に何かもっこりしたものがあるので診てくださいみたいな、そういうのがありましたよね。獣医っぽいことを言うと、ミナミオオガシラの駆除、これ、アセトアミノフェンか何か使っているんですよね。これが割と有効な駆除の本命の方法なんですか。

【戸田座長】 アセトアミノフェンの経口投与で有効に殺せるということは分かっています。

【石橋委員】 これ、生きたマウスに注入して、生きたマウスをばらまくんですか。

【戸田座長】 新鮮な死に餌も食うので、マウスの生まれたてのものの体内にアセトアミノフェン剤を入れたものを空からまいて、木に引っかけて食わせるという、そういうことをやっています。ただ、実験的にかなり減らせるという文献は見たんですけども、大面積にそれを展開して、グアムのかかなり広い範囲で有効に機能しましたというものは見つけれられてないので、多分そこまではいってないんだと思います。

【石橋委員】 これは日本だと、アセトアミノフェンって猫に結構毒性が強くて、日本って大切にされている猫が多いので、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ、ノネコ、みんな死んではいけない感じの猫が多いので、ちょっと使えない方法だなと。散布のヘビを殺す量と猫のなくなっちゃう量というんですか、それ、結構近いんですよね。なので、マウス落ちていると。全部が木に引っかかるとは限らないので、落ちていると言ってイリオモテヤマネコが食べちゃうと結構事だなというような感じ。この防除方法というのが、これからいくぞという方法でメインなんだとすると、これは少なくとも日本では使えないですよ。なので、こんな方法しか駆除の方法がないならば、要するに定着しないように入り口でくくっておくのが一番いいのかなという印象を受けましたね。

【戸田座長】 ありがとうございます。先ほどのマングローブヘビは、最近はどうも生きたものは国内にいないと思うんですけども、いつ頃の話ですか。

【石橋委員】 随分前ですよ。2000年とか2001年とか、そんな感じでしたね。

【戸田座長】 1例、2例ではなくて、何個体か見たことがある。

【石橋委員】 何個体ではないですね。1例で見て、有名なお店ですけども、どこどこで売っていたんだと言って、どのくらいいたの？と言ったら、結構入っていたよなんか言いながら1頭買ってきた方が言っていましたね。なので、ああ、売られているんだなと思って、周りで流通しているの？って聞いたときには、結構人気だよなんていうことは言っていました。マングローブスネークに関しては。派手で結構つやつやしていて、いい感じのヘビでありましたよね。

【戸田座長】 ありがとうございます。

今の流通とか飼育に関して、三谷委員は何か知見をお持ちではないでしょうか。

【三谷委員】 実際飼っている人と直接お話ししたことはないです。ないですけども、マングローブヘビの場合、雑誌の表紙に載っていたりとかで結構派手なヘビだなと思っています。ただ、ペットショップなんかでは売られてるというのは以前ありました。多分、石橋先生と同じ時代だったと思います。1996、1997、2000年に入るか入らないかぐらいのあたりでお見かけしたことはあって、でも、そのときはちょっと大きいヘビだなというイメージでしか見てなかったんですが、ボルネオに何回か行ったときにイヌバ（イヌバオオガシラ）を実際野生下で捕ったことがありまして、それがやっぱり2メートル近かったので、これ、猿とか襲うんだろうなと思いながら、現地のガイドも哺乳類を襲うんだよと同じようなことを言っていましたので、これが暖かい地方、日本はいっぱいありますから、やっぱり野に放たれたときに動きの遅い生き物ではないので。それで捕まえたときも、結構アグレッシブにこっちへ歯を向けて……。

【戸田座長】 向かってくる感じですか。

【三谷委員】 やっていましたので、あんまりこういうのが入っているのはよろしくないなと思いました。

【戸田座長】 三谷さん、個人的に、もしくは水族館で飼育された経験はない。

【三谷委員】 水族館ではないですね。動物園では、もしかしたらあるかもしれませんが、ここで調べていただいたCPDSというデータベースにも載ってきていませんので、もし飼っていた園館があったとしても、もう死に絶えているんじゃないかなと思っております。

【石橋委員】 要は飼われるか、飼ったものが逃げて定着するかという議論なんですけれども、西表島に学生の頃から通ってしまして、現地に昔からよくしてもらっている仲間が

たくさんいるんですけれども、その日常の中で、要は現地でいろいろ捕まえちゃいけない時代になってまいりまして、でも、人間というのは暮らしていればペットの一つも欲しくなるもので、意外にも、じゃ、島の生き物を捕まえて飼うのに障りがあると、不思議なことに外からペットを買うんですね。それこそパラワンオオヒラタクワガタ、あれ、確実に先島だとアウトですよ。西表島の話で、一時、ヨツユビハリネズミが小学生の間に飼うのがブームになりかけたとか、そういった、窓を開けたら国定公園の山が見えるというエリアで飼われる可能性というのは、今、要するに海外のエキゾチックペット、種類は問わないですけれども、それが南西諸島の離島で飼われるという可能性は、昔に比べれば高くなっているのかなという印象は受けます。

亡くなった安川先生も、沖縄でヒョウモントカゲモドキを一生懸命殖やしていらっしゃったときも、クリプトスポリジウムがホオグロヤモリとか、その辺を経由して外へ流れていくのを懸念して、わざわざ排泄物なり何なりの機材、全部焼却処分しながら飼っているというようなこともおっしゃっていましたが、到底、普通の一般の方が飼育して、そういうことをそれほど一生懸命するかといったらあれなので、要はマングローブスネークも随分、変な寄生虫をいっぱい持っていましたけれども、そういった寄生虫を持ち込むとか、そういう意味での生態系の攪乱みたいなこともなきにしもあらずなので、入れないのが一番いいだろうなという印象は受けます。

そして、逃げて定着する可能性があるのか。ここ錦糸町で考えていけば、錦糸町で逃げたヘビが立山でライチョウを食う可能性というのは想像つかないですけれども、西表島で飼っていれば明日は恐らく何かしますよ。あの山に入っちゃったら多分二度と回収は不可能ですし、アセトアミノフェンをばらまいてといったらイリオモテヤマネコは大変だということにはなりますね。

【戸田座長】 ありがとうございます。マングローブヘビの寄生虫について、具体の種類などは。

【石橋委員】 サナダムシでした。マンソン裂頭条虫とか、あの類いなんじゃないですかね。皮膚からずるずると出てくる。

【戸田座長】 消化管内ですか。

【石橋委員】 皮膚の下でした。

【戸田座長】 皮下。

【石橋委員】 消化管内には、これは爬虫類ショップの中でうつっている可能性もあるん

ですけれども、あれ、何でもみんな同じ形のものがいろんな種類の爬虫類にいるのかよく分からないのですが、俗にピンwormという、柿の種みたいな形の卵のやつがいるんですけれども、あれから始まって、ちょっと見たこともないようないろんな線虫類の卵。それから、やはり気になるのが鞭毛虫の類いです。あれも種特異性があるような感じもせずに、だから結構横にうつって行って、ペットショップの中でも変なことになりますよね。コバエが運んじゃったりしますからね、うんちからうんちへ、うんちから水入れに運んじゃうような。なので、寄生虫、いろんな種類がいますよ。種特異性というのがあるから大丈夫だろうと、高をくくってもいられないという感じはしますね。

【戸田座長】 実際に石橋さんが診た患者というか、その個体からそういうものが出た。

【石橋委員】 そいつは皮下にいましたね。検便すると、いっぱい鞭毛虫は泳いでいるし、ピンwormは見れるし。クリプトスポリジウムなんていうのは、ちょっと特殊な観察しないと見つかりにくいので、ほぼほぼ、そのつもりで見ない限りは見落としますしね。

【戸田座長】 ちなみに当然、飼育繁殖の個体ではなくて。

【石橋委員】 はい、完全にワイルドでしたね。

【戸田座長】 ありがとうございます。

鈴木さん、このオオガシラとの接点とか、何かコメントとか、あったりしたら。

【鈴木委員】 私は直接的には見てないんですけれども、病気もそうですけれども、やっぱり毒があるという点は怖いなと思いますね。先ほど話もありましたけれども、西表島だけじゃなくて、ほかの地域で逃げてしまったら広がる可能性があるというのを考えると、やっぱり危険だなという認識を持ちます。

【戸田座長】 ありがとうございます。この資料を拝見していて私が思ったのは、今までの話とも関係するんですけれども、先ほど防除で薬品、薬剤を使うというお話が出ましたけれども、日本では実際に外来種となっていて防除活動がやられているヘビが何種類かいます。代表的なものが沖縄島のタイワンハブとタイワンスジオ、あと一部地域では、国内外来ですけれども、サキシマハブというのも外来種になっていますけれども、タイワンハブとタイワンスジオは既に特定外来生物に指定されていて、沖縄県がもう10年以上、かなり継続して相当労力をかけて防除をやっております。

私はアドバイザーとしてずっと参画しておりまして現地も見せていただきましたけれども、タイワンハブに関しては非常に高密度になって、トラップをたくさんかけると、かなり密度は低減化できるんですけれども、いなくすることはできなくて分布域の拡大は止めら

れていないという現状はありますし、タイワンスジオのほうはずっと大きいヘビで、密度はタイワンハブほど高くはないんですけれども、やっぱりなかなか捕れないということで、発信機をつけて追っていくと、かなり人のいるすぐ近くにヘビがうろうろしていると。トラップを置いてあっても、それをすり抜けて全然トラップにかからないという、そんなデータも見ていますし、タイワンスジオのほうもじりじりと北のほう、やんばるに向かって今分布を広げているような状況で、これらの外来ヘビ類に対してかなり大規模なフェンスを張りめぐらせて、そのフェンスで防除しようとしているんですけれども、なかなかそれも、必ずそのフェンスで止められるわけでもなくて、どうやって分布拡大を止めるか、密度を下げるかということに随分取組がなされてきています。だけど、今のところ、これをやれば有効という方法がないような状況で、ひとたび定着した外来ヘビ類の対策がいかに大変かというのが、今、身をもって、沖縄でそれを体験しているというような状況があります。

その辺を考えると、グアムのミナミオオガシラももちろんそうですけれども、やはり外来ヘビが入って定着してしまうというのは本当に大きな問題につながりますし、特に今回届出の出ているタイワンオオガシラに関しては、先ほど説明にもあったと思うんですけれども、随分北のほうまですんでいるヘビなので、沖縄の問題では多分済まないんですよ。四国、九州は多分かなり広い範囲いけるでしょうし、房総半島とか、紀伊半島とか、その辺でも恐らく普通に定着して冬を越すことができると思いますので、そういう点からかなり注意しなきゃいけないというか、看過できない外来種になるだろうと思います。

関連で何かございませんでしょうか。

【三谷委員】 確かにタイワンハブですけれども、私、2月、3月、6月、ちょっと沖縄のほうに用事があって行っていました。3月に地元の方に連れて行っていただいたところで、今までタイワンハブがいないという話だったのに偶然見つけてしまいまして、彼もちょっとショックを受けていて、こんなところにいるんだと。立派なやつでしたので、今、戸田さんのお話を聞いて、一旦定着してしまったものを拡大するのを防ぐというのは本当に難しいことなのだなと思います。結局、それは駆除いたしました。このような実体験から戸田さんの話には納得いたしました。

【戸田座長】 ありがとうございます。先ほどの資料説明の中で気候変動のこともちょっと出てきましたけれども、やはりこれから温暖化が進むと、南のほうにいる外来種がより北のほうまですめるようになるという現象が恐らく起きると思うんですよ。

爬虫類の場合には、恐らく冬の寒さに耐えられるかどうか、越冬できるかどうかというのが1つと、割と大きな卵を産んで孵化するのに時間がかかるので、夏から秋の積算温度というか、卵が発生して子供になるまでの温度が十分保たれるかどうかという、多分その2つがあって、冬が暖かくなると暑い時期が長くなることの両方とも今起きつつあることだと思いますので、そうであると、こういう亜熱帯のものが実は温帯でもすめるようになるとか、下手すると南東北ぐらいまで定着してしまうとか、そんなことが起きているんだと思います。

カメでも、アカミミガメなんかは緯度の高いところ、定着はできるけれども、孵化できないという状況があるわけですね。

【鈴木委員】 そうですね。産卵まではするけれども、恐らく孵化に必要な熱が足りなくてうまく発生が進まないというのはあると思います。

【戸田座長】 それは、夏が長くなって産卵時期が早くなるということが起きれば孵化できるようになる方向に。

【鈴木委員】 その可能性は十分あると思います。

【戸田座長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

今までのこの流れからすると、かなりいろいろな点でリスクがあるよねというのが結論になるかなと思うのですけれども、まとめてしまっていていいですか。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 1点お願いしたいのが、先ほど私のほうから基本方針について、生態系に係る被害と、あと人の生命、身体に係る被害ということで御紹介申し上げたのですが、選定理由を整理する必要がある、今回、このオオガシラ属について、生態系に係る被害のおそれのみでの指定でよい、または人の生命、身体に係る被害もどちらもという形で指定をするかということで御議論いただきたいなと思っております。

今の現状で申し上げますと、オオガシラ属で指定されている5種は生態系に係る被害のみで指定されたと整理がなされております。爬虫類の中で言うと、ほかの種であれば、カミツキガメが生態系と、あと人の生命、身体に係る被害、タイワンハブが人の生命、身体ということで指定されているんですが、ほかの種は生態系に係る被害のみで整理をされておりますので、並びを見て、弱毒ということではございますが、どちらがよいかというのを御検討いただければ幸いです。

【戸田座長】 今、事務局からそういう問いかけがあったところですが、石橋委

員、三谷委員から、毒性についてもし知見ありましたら。

【石橋委員】 文献的に、何かそういう重症例があるということがあるならば、そこは入れちゃってもいいのかなと。それは日本でなくても、世界的に見て。例えばボアコン（ボアコンストラクター）を特定危険動物から外す外さないの話になったときに、わざわざ首に巻いて締められて死んじゃった人も死亡例なのでアウトってなったじゃないですか。要はすごくレアケースだけれども、何となれば害がある。じゃ、指定だよねとなった以上は、あの温度とそろえるならば、本当に偶然って、そんなこと滅多にないよというようなことでも、過去に人間でそういう患者様がいて、死線をさまよったり、あるいは亡くなったりしたことがあるならば。毒トカゲもそうですよね。アルコール中毒だったり、薬物中毒でごろごろ、ホームレスみたいな暮らしをしていらっしゃる方が寝返り打ってかまれて死んじゃった例も毒トカゲに殺された例になるわけで、文献的に例があるならば、そこも拾ってもいいのかなとは思いますが、面倒くさければ入れなくてもいいのかなと思いますし。

【戸田座長】 三谷委員、何か御意見いいですか。

【三谷委員】 確かにそういう事実があるならば、石橋先生がおっしゃったような形だと思いますが、弱毒と呼ばれているヘビに私は結構かまれているので、だから何？というところもやっぱりあります。すみません、ちょっと軽い考え方で。でも、重症化したという事実はやっぱりあるわけなのですよ。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 これはミナミオオガシラの重症例なんですよ。

【戸田座長】 はい。これは資料にもあると思いますけれども、やっぱりミナミオオガシラがグアムに定着して非常に高密度になって、しかも、かなり大型化したということもあって、高密度になったものが家の中に入ってきて人をかむとか、寝ている赤ん坊の手を食べようとして、くわえてがりがりやっていて毒が入って、その赤ん坊が心肺停止になったという例があるそうで、ただ、それを除くと、そんなに毒性が大きく問題視される種類でもないのではないかと思います。

昨年、台湾に行ったときにタイワンオオガシラも見せてもらったんですけども、向こうはハッポダとか、タイワンコブラとか、ものすごい致死的な危険なヘビがいて、それに匹敵する一番被害の多いのはタイワンハブだったりするんですけども、そういう毒蛇に比べると全然問題視されていないというか、毒蛇の仲間入りしてないような感じを受けま

したので。

【石橋委員】 その赤ちゃんは死亡例じゃないんですね。

【戸田座長】 ただ、相当重篤なことにはなっただけですね。非常に特殊なかまれ方をしたと。

【石橋委員】 ボアコンのときはすごく特殊な例だったじゃないですか。ふざけて首に巻いていて死んじゃって、それで危険動物だったら、引っ越し紐も凶器だよねという話になっちゃうんですけれども、それは亡くなっているわけですよ。亡くなっていることが何か重かったみたいで。亡くなってないですよ、その赤ちゃんは。

【戸田座長】 亡くなってないようです。

【石橋委員】 よかったですね。

【戸田座長】 はい。しかも、もう既に特定外来生物に指定されているミナミオオガシラの中に生命、身体が入ってないのであれば、それよりずっと情報が少ない32種類を改めて入れるときに、あえて毒のことで持ち出さなくてもいいような気はします。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 分かりました。

【戸田座長】 すみません、座長がいろいろ仕切ってしまって申し訳ないですけれども、そう思いました。

【三谷委員】 ちょっと1つだけ質問があります。先に指定されたときに、ほかの種類において、そういう議論というのは何かなかったんでしょうか。今回みたいなお話にはならなかったのですか。

【戸田座長】 多分、それらの指定のときにも、過去の議事録が出ていますけれども、やはり情報を集めて同じような資料を作って、毒のことは、ちょっとすみません、議事録を全部、逐一覚えてないですけれども、あんまり話題にはならなかったと思います。要はペットトレードが割となされていた種類に関して、ペットトレードの目的か何かでこれらの種類が届出が出て、その届出に関して、そのときの検討委員会で判断したという状況だったと思います。

【三谷委員】 分かりました。

【戸田座長】 そうしましたら、意見が大分出尽くしてきたと思うんですけれども、この資料2に示されています、タイワンオオガシラだけではなくて、オオガシラ属の全種に関して、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるという理由で特定外来生物に指定すべきという判断でよろしいかどうかの決を採りたいと思うんですけれども、よろしいでしょう

か。

(異議なし)

【戸田座長】 では、異議ないということで、このグループ会合としては、これらの種類に関しては特定外来生物に指定すべきと判断したいと思います。ありがとうございました。

次の話題に行く前にというか、関連して、あんまり混入するような種類でもないと思うんですけども、これを未判定から特定外来生物に改めて指定しましたということを受けて、日本として、こういう注意をすべきとか、こんな留意をすべきとか、こういう普及啓発をすべきとか、そういうことがもし思いついたらちょっと御意見いただきたいと思うんですけども、ございますか。

【石橋委員】 どういう話？

【戸田座長】 今、未判定じゃないですか。

【石橋委員】 今回のこれですね。

【戸田座長】 今後、今日のこの議論で特定になる可能性が高いと思うんですけども、特定になった暁に、じゃ、対応としてどうするのかと。生きているものは恐らく日本にいないと思うんですけども、生きているものが日本にいないから何もしなくていいのかどうかというような話。

【石橋委員】 写真のようなものは割と特徴的な顔しているじゃないですか、あの子たち。なので、こんなヘビ、いろんな種類がいるんだけど、大体こんな顔しているから、もしこんな感じのヘビがいたら鑑定を要請するとか、そういうのはしようねみたいな、写真をみんなが見れる場所、環境省のツイッターに流すとかというのはあってもいいかなとは思いますが。実際に本当に普通に旅行カバンやポケットに毒蛇に入れられてかまれているという事実を知って、ちょっとびっくりした。

そんなやばい毒蛇でも普通に輸入されているんだったら、持ってこようと思ったら何でも持ってこれますし、指定されると、今度、愉快犯じゃないですけども、そういえばオオガシラなんていたな、輸入してみようかななんて、ポッケに入れてきちゃうような遊び心の人もいたりしなくもないので、ぱっと見たときに珍しいヘビだけでも、何かペット屋に売っているのと違うなと違和感を感じられるように、写真みたいなのはSNSか何かに今指定されましたよみたいな感じで流布するのもいいかなと思いますが、リール動画でヘビの動画が流れてきてすごく嫌がる人もいるので、その辺も配慮はしなきゃいけないの

かなと思います。

【戸田座長】 こういうヘビが指定されたということをちゃんと……。

【石橋委員】 絵に浮かぶように。

【戸田座長】 知らしめるように。

【石橋委員】 名前じゃなくて、絵に、こんなみたいな。ああ、何かうちの息子、飼っていたかもみたいな、そういうことにもつながりかねない。

【戸田座長】 ありがとうございます。ほかに何かそういうことって、思いつきありますか。よろしいですか。

【鈴木委員】 ほかの特定外来生物に指定されたときは、そういったアナウンスというか、イベントじゃないですけども、そういったこととか、やったりするようなことはあったんでしょうか。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 多く飼われている種、分かりやすい種で言うとアカミミガメとかといったものはしっかり啓発するというのはあるんですけども、今回、未判定外来生物になっているもので国内にいないだろうということでございますので、基本は輸入者に気をつけていただくような啓発が中心になるのかなと思っております。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。

では、よろしければ議事次第の2つ目に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事の2としまして、一部の特定外来生物等の分類の見直しについてということで進めたいと思います。

では、事務局から資料説明をよろしくお願いいたします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 それでは、資料3と資料4を御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。

資料3ですけれども、近年の爬虫類と両生類の分類学的な変更を考慮する必要があるというようなところで、一部の特定外来生物等について、指定された当時の分類体系、学名の修正を行う必要があると考えております。

資料4にもあるんですけども、例えばオオヒキガエルですと、近年は*Rhinella marina*という学名が使われておりまして、ここ10年ほどに出版された論文や図鑑のほとんどでこの学名が使用されているので、新しい分類体系に変更する必要があると考えております。

作業手順は、この資料3の下の方にあるとおりなんですけれども、変更箇所は資料4の赤字の下線部分なので、併せて見ていただければと考えております。

まず、新しい分類体系を反映しました国際的な爬虫類と両生類のデータベースに基づき作業を行っております。特定外来生物等においては、種、属の学名が変更されたものについては、このデータベースに掲載されている学名を採用しております。今回、非常に多いんですけれども、科や属が分割されたものがありまして、その特定外来生物等に指定された当時のものを基準としまして、分割された新たな属を過不足なく抽出して列記しております。

和名については、「新日本両生爬虫類図鑑」と「世界のカエル大図鑑」という文献に基づきまして、あと和名がないものにつきましては、学名の片仮名書きとして整理しております。資料4の方で、左側が現行の修正前の一覧、特定外来と未判定と種類名証明書添付の種の一覧になっております。

右側、赤字の部分が変更点になります。主立ったものをお知らせしますと、爬虫類なんですけれども、今までカミツキガメとして指定されていたものが3種に区分されたということで、変更の案ではカミツキガメ属の全種ということで区分したいと考えております。

それから、スウィンホーキノボリトカゲなんですけれども、ここが属名と種名の学名が変更になっております。

下の黄色塗りのところは、今日御議論いただいているオオガシラ属の分類になります。

続いて、下の段の表の両生類なんですけれども、大きなところでは、ヒキガエルの属が分割して5つに分けられたというところで、特定外来生物の学名と未判定外来生物も併せて多く赤字のように整理が必要と考えております。

下のユビナガガエル科について、コヤスガエル科という分類体系に変わったというところで、そこも変更が必要になっております。

一番下の段のウシガエルなんですけれども、ここも属と種名の学名変更が生じておりまして、未判定の外来生物を含めて赤字のように修正が必要と考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。これ、分類学の個別的、具体的なことなので、どういうふうに取決めをするかというところはなかなか難しいと思うんですけれども、さすがに、あまりに古い学名を使っているのはまずいだろうというようなこともあつ

て、このような判断になっているのかなと思いました。

まず、カメのところが出てきますので、分類学の専門の鈴木委員にちょっと口火を切っていただきたいと思うんですけども、お願いします。

【鈴木委員】 分類については、研究が進めば細分化されるなり、まとめられるということとは十分あるわけなんですけれども、やはり今お話もありましたが、なるべく新しい分類体系が出たら、それにそろえて、こういったリストをつくるというのは非常に大事なんじゃないかなと思います。

【戸田座長】 爬虫類に関しては、この扱いでよろしいんですか。

【鈴木委員】 はい、いいと思います。

【戸田座長】 ちょっと解説ですけれども、カミツキガメに関しては、修正前の現行案では *Chelydra serpentina* という 1 種だけが載っていて、修正したものはカミツキガメ属の全種、genus *Chelydra* となって、これは、つまりどういうことを表しているわけですか。

【鈴木委員】 これは過去に、昔で言うカミツキガメの中に亜種が含まれていたんですけども、その一部の亜種が種にランクアップする、あるいは抹消されるという形になって現在 3 種に分けられるというのが世界的な基準といいますか、よく使われる分類体系になりましたので、それに合わせて、属として 3 種全部を指定するという形でまとめられているんだと思います。

加えて、恐らく今後分類の研究が進んで細分化されるということがあるかもしれませんが、その場合も属で指定してしまえば、より細くなる分には全てカバーできるということになると思いますので、こういった属という単位で示すのが適しているんじゃないかなと思います。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。ほかの委員の方々からも何かありましたら御意見いただきたいと思うんですけども。

【石橋委員】 ちょっと今、話についていけなかったんですけども、よく合法ヒキガエルってあるじゃないですか。ああいう感じでみんなの夢をつないでいた、輸入して飼えるという、好きな人たちの外国産のヒキガエルで、この子は飼えるというので、期待の星の彼らが言った商材なんかもあるじゃないですか。カミツキガメの場合には、合法カミツキガメみたいな感じで楽しく飼っていた人たちがいて、指定されてすごい困っちゃうみたいな話はないんですよね。南のほうに分布するから、このカミツキガメは今回——随分カミツキガメは昔の話なので、ちょっと忘れちゃいましたけれども、飼っても大丈夫なカミツ

キガメがいたとかいう話ではないんですよ。

【戸田座長】 それはないと思います。この表だけでは分からないですけども、例えば同定マニュアルとか、そういう環境省の昔の資料とか、あと国立環境研の侵入生物データベース、そういうものを見ると、1つの種の中に複数の亜種が含まれますと。それはカナダにいるものから南アメリカにいるもの、全部含まれますという書き方になっていたの

で。

【石橋委員】 種指定だから。

【戸田座長】 *Chelydra serpentina*の中にカミツキガメ属のものは実質全部含まれていましたよという扱いにしていたと。ただ、先ほどの鈴木委員の話で、それ自体が今の時流にはあまり合わないの、表記の仕方として、3種なり4種なりを列記するという選択肢もあるということなんですね。ただ、また変わるかもしれないので、その辺を見越して属指定にしておく、という煩雑さはなくなるというお話でしたよね。

【鈴木委員】 そういうことを言いたかった。

【石橋委員】 新たに飼っている人、変わると困っちゃう人が出ないんだったら体制に影響ないので、全く問題ないですね。

【鈴木委員】 対象しているものは変わらない。分類の種名がちょっと、亜種名が種名に変わるとか、そういった程度ですね。

【戸田座長】 今の対象としているもの、指すものが実質的には変わらないという点では、この資料4にあるものは全部そうであると私も認識しています。

次のキノボリトカゲ属が *Japalura* から *Diploderma* になったというのも、*Japalura* という、割と大きな属が細分されて緯度の高いところにいる台湾辺りのやつは *Diploderma* という属になったので、名前がただ変わっただけということですし、オオガシラは今日判定したので、ここは今まで未判定がいろいろいたのが未判定がなしになって、特定外来生物の中にオオガシラ属の全種が入ってくると。ただ、これもオオガシラ、*Boiga* というものが指す範囲は変わらないという認識ですよ。

両生類が非常にややこしくなっていますけれども、これも昔のヒキガエル属というのが20ぐらいに細分化されて、今、特定外来生物になっているものが、ここにあるような5つの属ですかね。アメリカヒキガエル属、ヘリグロヒキガエル属、キンイロヒキガエル属、ナンベイヒキガエル属、スクレロフリユス属というものになり、そのほかに、非常に小さい字ですけども、未判定外来生物のところにたくさん書いてありますけれども、それら

以外のものも含めて、昔、*Bufo*、ヒキガエル属だったものが——昔というのは、ヒキガエル属が未判定外来生物に指定された2005年当時から今までの間に分けられたものたちがここに列記されているという整理だと思いますので、指しているものは変わらないということになります。

ややこしいのは、「ただし、次のものを除く」もややこしくて、これは何が除かれているかということ、特定外来生物と、それから輸入が認められていた種類と在来種ですね。ちなみに在来種の中で、最近はニホンヒキガエルとアズマヒキガエルが同種の別亜種ではなくて別種としてまとめるという考え方が主流になりつつあるので、そのことでアズマヒキガエルという名前が新たに入っていると認識しております。だから、ここも非常にごちゃごちゃ書いてあるけれども、指しているものは変わらないということだと思います。

その次のユビナガガエル科がコヤスガエル科になっているのも、これは非常に大きな科であったユビナガガエル科、*Leptodactylidae*を細分化した中で、コヤスガエルを含む仲間は*Eleutherodactylus*でコヤスガエル科に再編成されたので、その名前を書いてあると。これも指しているものは変わらないと思います。

その下のウシガエルの属名とか未判定外来生物の属名、あと一部、和名ですね。この辺も図鑑などに従って新しいものに変えたという認識ですので、指しているものはほぼ変わらないと考えております。

非常に細かい部分なんですけれども、こういう新しい体系に沿って定期的に見直すということは多分必要だと思います。法律の仕組みとしてあるところで線を引いて、その線引いた、指定したものに関してはある取扱いをします。外側にいるものは取り扱いしませんというのが法律の1つの本質的な仕組みだと思うんですけれども、その境目自体が変わったり、名前が変わったりするというのは、生物の分類学と、法律でそれを規制することの矛盾みたいなものとして非常にややこしいところだと思うんですけれども、この努力は多分していく必要があるんだろうなと思います。

自分が知っている例としては、ワシントン条約の附属書というのがございますけれども、附属書の掲載種というのも、当然、分類的な見直しに伴って学名が変わったり、今まで1種だったものが2種に分けられたりすると。2種に分けられたことによって、片方の種が附属書からこぼれ落ちるのはまずいので、それはおおむね2年に一遍やっている締約国の会議で、こういうふうに新しくしましょうということを決めて、条約の国際会議の決定を受けて日本の国際希少野生動植物種のリストも変えていくということ、二、三年に一

遍ずっと続けてきているので、本来、特定外来生物もそういうことをやったほうがいいんだろうけれども、非常に多岐にわたるので、なかなかそれができなかったというのが現状かなと思います。

ちょっと1人でいっぱいしゃべっちゃいましたけれども、よろしいですか。

【三谷委員】 外来生物法ができた後、これは初めての見直しなのですか。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 名前だけ変えると言っても、政令改正したり、省令改正したり、法律上の手続が要るんですね。今回、オオガシラ属の指定という、政令改正の作業があるので、それに合わせて近しい分類群について、今回総ざらいで見ていただくというのが本日の趣旨でございます。ほかの分類群のものを指定するとき、例えばこのたび魚の指定するんですけれども、そのときは魚の分類群について、こういった事例がないのかというのを確認したりしていますので、初めてということではないんですけれども、爬虫類をこれだけ整理したのはもしかしたら初めてでしょうか、戸田さん。

【戸田座長】 初めてだと思います。こんなに大きな整理ではなくて、和名だけの話ですけれども、前回のカメレオンモドキのときにはタテガミトカゲ科をイグアナ科に変える、アノール属をアノールトカゲ属に変えるという議論をいただいたと思うんですが、それも同じような並びでということですね。それは分類体系というよりは、どういう和名で呼ばれているかということで、図鑑で最近使われている和名を使いましょうという判断だったと思うんです。

【三谷委員】 CITESの場合、2年に1回の締約国会議とかありますよね。この場合は、特に5年に1回とか3年に1回を決めずに、その都度改正を図っていきましようという方針で考えておいたらいということですね。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 はい。今回、未判定の届出があるといった、こういった外的要因と言ったらあれなんですけれども、そういう場合もありますし、あと今、外来種リストの改定の検討もさせていただいて、この外来種リストが出れば、特定外来生物に何を指定していくのがいいのかというのを少しまとまって、また御議論いただくこともあるかなと思うんですが、リストは平成27年に初めて出して、2回目がこのたびということなので、少しゆっくりなペースにはなっていますので、リストの改定を待たずとも、やはり指定していくべき種は指定していかなきゃいけないということかなと思っております。

ちょっと加えて申し上げますと、先ほど座長のほうからお話ありましたが、気候変動の影響

響を見ていかなきゃいけないんだらうなというのは我々としても問題視してしまして、これまで定着するはずがなかったような種がもし日本に定着するおそれが高まっているということであれば、今後はそういったことも加味して、さらに指定すべき種がないかということとはしっかり見ていきたいなと思っております。

【三谷委員】 以前、CITESの判定のときにちょっと私も苦い経験がありまして、キタインドハコスッポンというのと、あとミナミインドハコスッポンというのがCITESで指定されていて、私、その分類体系、当然この2種だという頭でいたのですが、ビルマハコスッポンもいて、そのとき輸入されたのがビルマだと呼ばれている種類だったんですね。そのあたり、こちらの不勉強もあるのでしょうかけれども、ついていけなかったがために裁判沙汰になりまして、結局持ち主に返還されました。私はミナミインドだと思っていたのですが、それがビルマハコスッポンであるという結論になってしまいました。

先生、御専門だと思うのですけれども、何を言いたいかというと、意外とそういう抜け穴を見つける方って、業者の方でも結構いらっちゃって、最新のものにこうやって変えるというのは非常にいいことだと思いますが、それが最新じゃなかったがために……。

【鈴木委員】 種で指定しちゃうと、分類体系が変わったときにということですよ。

【三谷委員】 それもあるし、こうやって刊行物になっているところを盾にして、本当は違法なんだろうけれども、違法じゃないだろうと堂々と言う方々もいらっしゃいます。なるべく、こういうのは最新のものに持って行っていただけるとありがたいなと思います。

【鈴木委員】 難しいのは、最新だからといって正しいものかという話が、多分、それは今回の話とは違うのかもしれないですけども、何でもかんでも新しい論文が出たから、それに従って、飛びついていくと、特定外来とはまた別の話にはなるんですけども、というのがあると思うので、そういった基準をつけるという意味であれば、何年何月時点のどこどこのデータベースを基準にしますということを明記して、そこを根拠にするというふうにするしかないかなと思います。難しいですよ。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 今回の記載の変更もそうですけれども、定説になってから時間がたっているような種を合わせていくということだと思いますので、今回のことにすれば、もう少し早めにやってもよかったのかなというのは御指摘のとおりかなと思います。国民にとっての分かりやすさもありますので、新しいものが出たらすぐというのは難しいと思うんですけども、皆さんの中で、これだというのが固まってきたような

段階で速やかに変更していけるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【戸田座長】 ありがとうございます。今の鈴木委員の御指摘は非常に重要なところだと思いますし、先ほどのワシントン条約でも、論文が出たらすぐにそれに変えるというよりは、ワシントン条約の事務局の中で、動物、植物、それぞれの委員会の中でそういう情報を集めて、委員会としての大まかな結論を出して、それを締約国会議に諮って、締約国会議で最終的に結論を得ると。やっぱり論文が出てから変更になるまでに数年とか、二、三年ぐらいのタイムラグはあると思うんですよね。その中でちょっと、本当にこれ、いいのかよというような検討はしているはずなので。

【鈴木委員】 間違ったことを言っている可能性もあります。

【戸田座長】 だから、出たものは右から左というわけではないと思いますし、そういうあたりも場合によると、この会議とも関係してくると思うので、少しそういうことも考えながら今後検討しなきゃいけないのかなと思いますね。

【環境省 中島外来生物対策室 室長】 はい。まさにこちらで、今、エキスパートにジャッジをいただいているものと思いますので、こういった変更で差し支えないということであれば変更させていただくと。

【戸田座長】 昔に比べると、データベースがよく整備されていて、あと言葉の問題も翻訳できるようになっていたりするので、誰でも同じような質の情報にアクセスできるという点は、こういうことを進めやすくしているなと思いますので、ちょっとその辺も考えながら検討できればと思います。そんな感じでいいですかね。この資料3の考え方、作業に基づいて、資料4のように、この分類体系を変えていくということで、これは修正、特に問題ないという結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【戸田座長】 では、ここも全員一致ということで資料4の形にしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、議事の3、その他ですけれども、これは参考資料4のシリーズの話かなと思うんですけれども、事務局から御説明等ありましたらちょっと御発言いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 これは、生態系被害防止外来種リストの話なのですが、平成27年に策定されている現行のリストを、現在、令和5年から改定作業を

進めております。既に10年以上経過しておりますので、状況等の変化や最新の知見も踏まえ、全分類群の見直し作業を進めているところです。既に5回、このリストのための検討会を開催しておりまして、その後、この春にパブリックコメントと、あと関連の学会等に意見照会を行っております。

現在のこの資料については、パブリックコメントにかけた案を、今、この参考資料でつけさせていただいております。この爬虫類と両生類のリストを抜粋したものなんですけれども、先ほど室長からも話がありましたとおり、今後、優先順位を踏まえまして、特定外来生物に指定をすべき種があれば指定を進めていくというような方向性がありますので、ぜひこの機会にそういった御意見もいただきたいなと思っております。参考資料2のほうに特定外来生物被害防止基本方針ということで、特定外来生物の指定方針も掲載されておるんですけれども、これを踏まえて、優先的に指定すべき種がございましたら、ぜひ御意見等いただければと思います。いただいた御意見も踏まえまして、指定の作業等も今後検討していきたいと考えております。今日はざっくばらんに御意見をいただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いします。

【戸田座長】 どうもありがとうございました。参考資料4-1と4-2を御覧いただければ、4-1が爬虫類について、4-2が両生類についてのリストの案ということで、例えば爬虫類のほうを見ると、1ページで国外由来の外来種というのがあって、さらに区分として侵入・定着防止外来種、その中の定着防止外来種（侵入はしているが定着していない種）。日本で入ってきて飼われたりはしているけれども、野外には出てないよという意味だと思いますけれども、1番、ヒョウモントカゲモドキ、2番、ブラウンアノールとして続いていっていると。この網がけしてあるやつは特定外来生物に指定済みというやつなので、特定外来生物のブラウンアノール属、ミナミオオガシラ、この辺のものはもう指定されています。だけど、1番のヒョウモントカゲモドキとか6番のアメリカスッポン属、7番のニシキガメ属などは指定されていませんよと。

めくっていくと、カメの仲間でハナガメとかハナガメ交雑は特定外来になっているけれども、その上下のやつは指定されてないというような状況です。

3ページからちょっとカテゴリーが変わって、総合対策外来種（定着）とあるので、これは定着している種類という意味です。その中の防除推進外来種（生態系等へ及ぼす影響が大きなもの）、より侵略的なものなどです。15番のスウィンホーキノボリトカゲ以下、実は全部網がけになっているので、これらは全部指定済みということです。

3 ページの下のほう、防除検討外来種(被害の大きさが防除推進外来種には及ばないもの)ということで、ニホンヤモリからミナミイシガメまで出ているということです。

そして、最後の4 ページに国内由来の外来種ということで、総合対策外来種として1 番の八丈島のニホントカゲから5 番のヤエヤマイシガメまで。

そして、最後の表が国内由来の外来種との指摘がなされているが、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種としてクサガメなどが出ていると、こういう構造になっているわけです。

同じく参考資料4－2の両生類のほうを見ても同じで、まず国外由来の外来種というのがあって、その中の未定着のもの。未定着でも特定外来生物になっているものは結構いたりするんですけども、侵入予防外来種、これはまだ侵入していない種ということで、ペット流通とか、生きた状態でほぼ日本に入ってきたことがなさそうな種類がここに該当すると。

定着防止外来種がいて、次の2 ページのところで総合対策外来種、定着しているものです。その中で防除推進と防除検討があって、最後のページに国内由来のものがいると、こんな構造になっていて、これはこれで別途検討が進んでいるので、こういう知見をまとめて、近いうちに公表されると思うんですけども、この中で先ほど事務局からお話がありましたとおり、特定外来生物としての指定を検討したほうがいい種類がいるのかどうかということとか、あと、例えば国内由来のものは指定はできないんですけども、それは対策が特別必要だよねというのがあったら、その辺のことも御意見いただければと思います。

これは参考までにということですので、この部分を今日決めるということではないんですけども、せっかくみんな集まっていて、リストもちょうど今、準備が進んでおるところですので、全体を通して御意見をいただきたいというような趣旨でございます。どこからでも結構ですので、何かございましたらお願いします。

【鈴木委員】 これは個人的なものを言ってもいいでしょうか。個人的なというか。

【戸田座長】 公開の会議ですから、御配慮いただけましたら。

【鈴木委員】 クサガメの外来性を言い出したと言ったら変なんですけれども、私はずっと前から言っているんですけども。

【戸田座長】 資料4－1の4 ページですね。

【鈴木委員】 はい、最後のページです。「国外由来の外来種との指摘がなされている

が、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種」とあって、これについてなんですけれども、こういう書き方でなっていたとき、じゃ、クサガメが在来種か外来種かという結論が出なければ、ほかの、ここの欄から外れないという話になるのかなと思ったりもしてしましまして、こういった扱いというのは、ほかの分類群でもなされるんですかね。現時点では否定できない種というのは、多分、学問的に言い出したら切りがないなと思っている部分がありまして、何か難しいかな。

【戸田座長】 ちょっと誰からどう答えていいか、なかなか難しいところなんですけれども、私の認識では、この名前のカテゴリーに入っているのはこいつらだけかなと思うんですよね。ただ、在来か外来かって、やっぱりいろいろな境目があるので、国内の在来種のリストには載っているけれども、その分布域とは別のところに国外産のものが入ってきて定着している。そして、それがとても侵略的になっている。国内に自然分布域を持つ国外由来の外来集団がある。例えば巻貝の仲間、サキグロタマツメタなどは九州の一部に在来の集団があるけれども、東北とか関東もそうかな、その辺に国外から入ってきて、非常に被害を出しているところがあったりするので、それは在来のものは守りながら、東北地方などの外来集団は何とかなきゃいけないということがあったりするので、そこはやっぱりいろんなパターンがあると。

あと、先ほどちょっと御説明があったと思うんですけれども、特定外来生物への指定と考えたときには、これ、海外由来の外来種じゃなきゃ駄目なので、先ほどのサキグロタマツメタを特定外来生物に指定することはできないんですよね。そういう点で、クサガメもこのカテゴリーに入っていると特定外来生物にはできないということになると思うんです。やっぱりクサガメに関してはかなりいろいろ議論が出ていると思いますけれども、九州の北のほうとか、対馬とか、壱岐とか、その辺のものの由来がどうなのかというところが学術的にちゃんと示されないと、なかなか結論が出ないと思うんです。その辺が課題だと言われながら、あまり進んでない状況が2011年の論文以降、15年ぐらい続いている状況だと思いますので、そこはやはり最前線の研究者の方にちゃんと論文を書いていただいて、それをもって次の段階に進めるようになるといいなと個人的には思います。

ちょっとクサガメの話題になりましたけれども、一方で、クサガメの侵略性というのも非常に顕著なんだと思うんですよね。せっかくなので、その辺のところも御意見をいただきたいと思うんですけれども、お願いいたします。

【鈴木委員】 イシガメ科のグループは割と異なる種間で交雑を起こしたりして、しか

も、交雑個体が繁殖能力を持つということが結構あるんですけども、クサガメの場合、日本にいるものはニホンイシガメとの交雑が生じていて、交雑個体、ここで言うところのウンキュウ、イシクサガメ、イシクサなどという表記もありますが、そういったものも繁殖能力を持っていると。しかも、野外で交雑個体由来のさらに戻し交雑とか、そういったものの個体の確認もされているので、そういった意味では遺伝的攪乱という影響が、特に日本固有種のニホンイシガメに対して非常に懸念されるというのがありますね。

イシガメ科のカメも、ほかにも例えば総合対策外来種、こういうリストに載っているものもあったりしますが、そういった懸念ですよ。例えば沖縄島のヤエヤマイシガメはリュウキュウヤマガメとの交雑を起こしているということも知られていますし、そういった点では、遺伝的な攪乱は1回起こると、元に戻らない非常に厄介な問題ですので、そういった意味では非常に早く対策を取らなきゃいけないとは思っております。

【戸田座長】 どうもありがとうございます。ほかの部分も含めて何かございましたらいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【三谷委員】 ちょっと不勉強で申し訳ないのですが、チュウゴクスッポンとニホンスッポンって、甲羅の形がどうだこうだって言われますけれども、きちっとすぐ区別つきやすいものなのですか。ここにもチュウゴクスッポンということがちょっと挙がってきているのですけれども。

【鈴木委員】 形態形質とか遺伝的には違うというのは分かっていますが、ぱっと見でそれがすぐできるかというところと厳しい部分がありまして、恐らくこれも交雑が起きているんですね。あと養殖とかも非常に盛んだったりするので、そういった意味では由来が分からないものが結構多いという現状があると思います。

【三谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【戸田座長】 今のスッポンに関しては、チュウゴクスッポンもニホンスッポンもリストに載ってしまっているという状況です。一方で、日本の在来集団というのが、やはり日本の淡水生態系の一部としてはとても大事なものだと思うので、何かうまく見分けてうまく守ることが求められていると思うんですけども、これはどうしたらいいんですか。

具体的に言うと、本土の中がどうなっているかの情報が非常に少ないと思うんですよ。日本の本州、四国、九州のどこに在来の集団があるのか。逆に、ここはかなり中国が入りちゃっているという集団が果たしてあるのかどうかというあたりがはっきりしてないんだ

と思うんですけれども。

【鈴木委員】 実は共同研究とかをしているのが、ちょっと言えないところもあるんですけれども、ただ、やはりニホンスッポンがいる地域にチュウゴクスッポンが入っているのは間違いないと。

それを踏まえてとなると、やはり混ざっていくというふうに、先ほどイベントの話をさせていただきましてけれども、結構いろんな世代のものが入ってきてしまうと、ぱっと見、人が外見で見て判別するというのはかなり難しい状況になっていると思います。正直、私も何となくチュウゴクかな、何となくニホンかなみたいなのは、見た目、ちょっと説明がうまくできないんですけれども、あるんですが、それが絶対本当にそうかということになると分からないですし、じゃ、しっかり見ようというので遺伝子をチェックしようとしていくのが現時点では一番確実な方法だと思うんですけれども、それがコスト、お金を考えていったときに、全個体でそれをやるの？となると、ちょっと現実的じゃないんじゃないかなと思っています。

【戸田座長】 前々回のグループ会合でチュウゴクオオサンショウウオの議論をいただいて、チュウゴクオオサンショウウオも実はかなり危ないことになっているということですよ。同じようなことが起きているかもしれないと。

どうもありがとうございます。ほかに両生類も含めてございませんでしょうか。両生類はぱっと見て網かけがすごく多いというか、リスト掲載種に対して特定外来生物の割合が非常に高くなっているんで、新たな指定をどうするかという議論が割としにくい状況かなと思うんですけれども。

【三谷委員】 8割、7割。

【戸田座長】 8割ぐらい。

【鈴木委員】 この旧学名という部分は、これは今回のあれとはまた……。

【戸田座長】 これは、今回のを受けて全部新しく書き直されるのだと思います。

あえて言うと、両生類の国外由来の10番、ホンコンシロアゴガエルですかね。これは台湾では今非常に問題になっていて、どんどん分布域を拡大させているので、実は沖縄島に混入の記録もあったりするので、日本でどのぐらい侵略的になるかは分かりませんが、かなり注目すべき種類ではあるかなと思いますので、あえて発言をしておきます。

【鈴木委員】 これは何か荷物に混入していた。

【戸田座長】 そうですね。コンテナに混入してきている。台湾の場合には、在来シロ

アゴガエル属に対して、とても侵略的なんですよ。日本は特定外来生物のシロアゴガエルがいるところに、要は第2の特定外来生物が入ってくるという構造になるので、それがそもそも定着できるのかとか、交雑はしないと思うんですけども、どういう種間関係になるのか。ただ、置き換わって、より強い外来種が蔓延するというシナリオは考えられるので、そういう点ではちょっと要注意かもしれないですね。

今、特定外来生物になっているシロアゴガエル、*Polypedates leucomystax*に比べると、ホンコンシロアゴガエル、*P. megacephalus*のほうがちょっと緯度の高いところにいるので、四季がはっきりしている日本ではより定着しやすいかもしれない。それも分からないですけども。

あと、よろしいでしょうか。非常に細かい部分ですけども、石橋委員もよろしいですか。

【石橋委員】 ええ。

【戸田座長】 では、このリスト、参考資料4-1、4-2の話題に関しましては、ここまでにしたいと思います。

議題の3、その他として、事務局から何かほかにございますでしょうか。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 特段ないです。大丈夫です。

【戸田座長】 では、委員の皆様も、今日の全体を通して最初のほうの言い残したこととかも、もしあったらいただきたいと思います。よろしいですか。オオガシラの話とか、大丈夫ですかね。

では、特段ないということで、おかげさまで本日の議論はこれで終了ということで、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。

では、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局 辻井】 戸田座長、ありがとうございます。

それでは、閉会の前に外来生物対策室の千葉室長補佐より御挨拶をお願いいたします。

【環境省 千葉外来生物対策室 室長補佐】 本日は誠にありがとうございました。開催時、ちょっと不手際がありまして、開始時間が遅れて大変申し訳ございませんでした。

今日御議論いただきました未判定外来生物の判定につきましては、オオガシラ属の全種を指定するという事で御意見をいただきました。また、分類の見直し等についても、今回両生類、爬虫類、両方とも多いんですけども、本日お示しをしました案のとおり改正をしていきたいと考えております。指定の作業自体が、これから政令改正等を伴うので

少し時間が必要になりますけれども、いただいた御意見を踏まえまして改正作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局 辻井】 では、以上をもちまして第12回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類を閉会いたします。皆さん、ありがとうございました。

以上